

仕様書

1 物品名 不法投棄監視用パトロール車

2 台数 2台

3 仕様

下記(1)、(2)のいずれか、又は同等品とする。

名称	規格・仕様	メーカー
普通乗用車 (ステーションワゴン)	(1) RAV4 HYBRID X (寒冷地仕様、令和4年式以降) 車体色：シルバー系	トヨタ自動車株式会社
	(2) エクストレイル20S HYBRID [2列] (寒冷地仕様、令和4年式以降) 車体色：シルバー系	日産自動車株式会社

【同等品条件】

同等品の場合は以下の条件を満たすこととする。

同等品で参加する場合は、入札（見積）書提出期限までに、担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び承認を受けること。なお、電子メールで提出する場合は、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送信すること。

- | |
|--|
| ア 普通乗用車(ステーションワゴン)であり、駆動方式が4輪駆動方式であること。 |
| イ 5人乗りのガソリン車であり、総排気量が1,900cc以上であること。 |
| ウ ミッション形式がオートマチックであること。 |
| エ ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く)であること。 |
| オ 車両が全長4600mm以上、全幅1800mm以上、全高1650mm以上、最低地上高190mm以上であること。 |
| カ 寒冷地仕様であること。 |
| キ 令和4年式以降の車であること。 |
| ク 車体色がシルバー系であること。 |

4 付属品

上記車両には、1台ごとに以下の付属品等が付くものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 夏タイヤ | 1台分 |
| (2) スタッドレスタイヤ（純正アルミホイール付） | 1台分 |
| (3) エアコン | |
| (4) スペヤタイヤまたはパンク修理キット | 1式 |
| (5) スノーブレード | 1式 |
| (6) 標準工具 | 1式 |
| (7) メーカーオプションナビゲーションシステム（TV無し） | |
| ナビゲーションシステムについては、メーカーオプションにTV無しの設定がない場合は、社外品でも差し支えない。 | |

(8) フロアマット	1式
(9) ラゲージトレイ又はラゲージフルカバー	
(10) バックカメラ	
(11) ドライブレコーダー	
(12) スペアキー	

5 ドライブレコーダーの仕様

- (1) 前後方向撮影タイプ。
- (2) 画角は水平100度以上、垂直50度以上であること。
- (3) 録画開始や録画中の状態を、目視または音声で確認できるものであること。
- (4) 逆光補正機能（WDRまたはHDR）を搭載していること。
- (5) SDカードのフォーマットが不要なファイルシステムであること。
- (6) 画素数30万以上、ビットレート2Mbps以上、フレームレート10fps以上のとき、録画時間が1200分以上確保できるSDカードを付属すること。

6 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 令和4年7月1日（金）
- (2) 納入場所 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所

7 検査場所

納入場所に同じ

8 リース期間

令和4年7月1日（金）から令和9年6月30日（水）（60か月）

ただし、本調達とは、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

また、リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについては、受注者と札幌市は協議することができる。

9 加入保険について

当該車両の自動車損害賠償責任保険に加入すること。ただし、契約解除後は14日以内に名義変更すること。

10 任意保険の加入等について

任意保険には必ず加入すること。条件は以下のとおりとする。

- (1) 対人保険 無制限
- (2) 対物保険 無制限（免責額なし）
- (3) 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき死亡時3,000万円
- (4) 自損事故傷害 1名につき1,000万円

- (5) 無保険者傷害 1名につき20,000万円
- (6) 車両保険 時 価 (免責額なし、自損・盗難等においても補償)
- (7) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
- (8) 札幌市フリート料率適用
- (9) 年間走行距離 約20,000km

11 メンテナンス等

- (1) 定期点検及び修理は、確実に行い、オイル類の交換はメーカー推奨時期以内に行うこと。
- (2) 自然消耗または故障等の修理については、札幌市の指示に従い常に良好な状態を保つようにすること。
- (3) 車検、定期点検及び故障・事故による修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。
- (4) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。
- (5) スタッドレスタイヤの組み替えは、札幌市の指示に従い行うこと。
- (6) タイヤの保管は受注者が行うこと。
- (7) スタッドレスタイヤの使用期限は新品から2年間、夏タイヤは新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも、安全走行に耐えない摩耗又は劣化が認められる場合には交換を行うこと。

12 費用負担

- (1) 車両の維持管理に要する経費は燃料費及びパンク修理費用を除き、受注者の負担とする。
- (2) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。
- (3) 走行距離は20,000km/年と想定するが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

13 その他

- (1) 物品納品時には本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
 - ア 納品時に梱包材等の廃棄物を回収し、適切に処分すること。
 - イ アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - ウ 納入報告書を作成する場合、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するとともに、両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 借受開始日(納入期限)に納車できない場合は、代替車を用意すること。なお、代替車については、発注者の承諾を得ること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び不明な事項については、発注者との協議による。

14 担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課特定廃棄物係(担当:前河)

電話番号(011)211-2927 ファックス番号(011)218-5105

メールアドレス jigyoaiki@city.sapporo.jp